

入 札 説 明 書

入札参加者 殿

県立日南病院事務部総務課

1 適用

本書で定める事項は、県立日南病院が実施する病棟個室ユニットバス他修繕に係る条件付一般競争入札について適用する。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「要綱」という。）第7条に基づく令和6・7年度の建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所管内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）を有していること（※「本店」とは、登記簿上の本店とする。 ）。
- (4) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、県の入札参加に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (8) 本業務を確実に履行できる者であること。

3 入札説明書等の閲覧等

- (1) 県立日南病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。
 - ア 入札公告の写し
 - イ 入札説明書
 - ウ 仕様書
 - エ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料
- (2) 入札説明書等は、県立日南病院ホームページ [<https://www.nichinan-kenbyo.jp>] にダウンロードできる形式で掲載するものとする。

4 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間に送付（送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）又は持参により入札書（別記様式第1号）を提出す

るものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年病院局企業管理規程第 15 号。以下「規程」という。）第 81 条の規定による。
- (2) 契約保証金については、規程第 82 条の規定による。

6 入札書の記載方法

- (1) 1 回目の入札書の日付は、入札書受付期間の日付を記入すること。1 回目の入札書は、建設業者等有資格者名簿に登録された代表者の押印とすること。
- (2) 入札金額は、別添仕様書に記載した調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11 月 20 日開封《県立日南病院 病棟個室ユニットバス他修繕》の入札書在中」と記載し、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を記載し、外封筒の封皮には「11 月 20 日開封《県立日南病院 病棟個室ユニットバス他修繕》の入札書在中」と記載すること。
- (4) 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印すること（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用する。ただし、入札書の表記金額や明らかに異なる物件名等については訂正できない。）。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

7 開札

開札は、入札者又はその代理人 1 名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

8 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で失格又は無効とされた者を除く最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が 2 人以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者として決定する。

9 再度の入札

- (1) 予定価格を入札前に公表していない入札において、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 再度の入札において、代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第 2 号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかな

なければならない。

- (3) 当初の入札において、失格又は無効とされた者は、再度の入札に参加できない。
- (4) 再度の入札の回数は、1 回とする。
- (5) 再度の入札の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものをを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (6) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (7) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、予定価格超過者のうち最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。
- (8) 前項の規定による随意契約においても、10 の規定に準じて資格確認を行った上で、契約の相手方として決定する。
- (9) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした場合は、11 の(3)の規定に準じて、通知を行う。

10 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第3号）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
- (2) 申請書の提出は、申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書の修正及び再提出を認めない。ただし、発注者が指示した場合はこの限りでない。
- (4) 提出期限日までに申請書を提出しない場合又は発注者が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

11 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者が決定した場合にあっては、落札決定通知書（別記様式第4号）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がない場合（10 の(1)のただし書きにおいて申請書の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第5号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

12 入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとされた確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に13 の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第6号）により当該他の落札候補者に通知する。

13 次順位者の資格確認

- (1) 落札候補者に入札参加資格がない場合、落札者の落札決定を取り消した場合又は入札が無効である場合は、入札参加資格がない者、落札決定を取り消された者又は入札が無効である者（以下「無効者等」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、無効者等以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては無効者等の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、無効者等に11の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該無効者等から12の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は10の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

14 入札の無効

規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

15 その他

- (1) この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。
- (2) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記5の(2)を確認する書類を落札決定の日から起算して7日以内に提出すること。
- (3) 10に規定する申請書及び12に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。